

(事 務 連 絡)
業 庫 第 1 2 号
2 0 2 1 年 3 月 3 日

代 理 店 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

電子メールまたはファクシミリにより授受する国庫関係書類の拡大について

国庫関係事務につきましては、平素より大変お世話になっております。

さて、昨年9月に日本銀行本支店宛て報告等の一部につき、授受方法を原則として電子メールまたはファクシミリによることとしました。今般、「財政会計法令における押印の見直し」にかかる関係法令の改正を踏まえ、対象となる書類を別紙のとおり拡充することとしましたので、ご連絡します(電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の日本銀行への郵送等による再報は不要です。この点も含め、本件に関する規程整備は追って実施します)。

つきましては、2021年3月8日以降、貴店の実務上の準備が整った時点で、授受方法を切り替えてくださいますようお願いいたします。送付先など詳細につきましては、統轄店にお問い合わせください。

なお、昨年12月に貴店本部にはご連絡済みですが、日本銀行業務局では、現在押印が必要とされている書面も含めて、金融機関の皆様との書面授受を2022年度中にオンライン化することを目指し、準備を進めております。今回の電子メールまたはファクシミリによる書類授受は、これに先駆けてオンライン化を図るものです。

以 上

(本件に関する照会先)
日本銀行業務局 (国庫業務企画グループ)
03-3277-2937
佐藤、内海

○ 日本銀行に対して、原則として電子メールまたはファクシミリにより送信するもの

書類名称	該当頁	備考
「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続（国庫金編）」		
歳入金等一覧（受入明細） ※ 歳入金等の振替分の受入のみ	280	電子メールまたはファクシミリによる場合においても、①歳入金等一覧（受入明細）と集計表（控（統轄店送付分））をセットで送信する扱いおよび②保管に関する扱いは不変。
集計表（控（統轄店送付分）） ※ 歳入金等の振替分の受入のみ		電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の保管は不要。
「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続（国庫送金編）」		
外国送金委託書	194	取扱手続には、ファクシミリ送信後、再報分として書面で日本銀行業務局（国庫送金業務グループ）に送付するとあるが、この取扱いは不要。電子メールにより送信する場合も同様。電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の保管は不要。
①「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」、②「供託振替国債事務取扱要領（代理店引受金融機関用）」		
政府有価証券受払集計表 ※ 月末報告分のみ	①154 ②40～41	「供託有価証券寄託書」や「顧客別受払済明細通知書」等の添付を伴う毎日報告分（日次報告分）および月末報告分のうち月末日に受払（選挙供託にかかる買入消却を含む。）があったものは対象外。電子メールまたはファクシミリにより送信した書面の保管は不要。

以上